

令和7年7月22日

北海道函館市「宿泊税」の新設

北海道函館市から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。
新設される函館市宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	北海道函館市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	函館市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の用途	観光資源の魅力の向上および発信、旅行者の受入環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊について、次の宿泊料金の区分に応じて定める額 ・2万円未満 100円 ・2万円以上5万円未満 200円 ・5万円以上10万円未満 500円 ・10万円以上 2,000円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約3.9億円
課税免除等	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約42.5百万円
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直しを行うこととする規定あり

- ・令和7年 3月14日 函館市議会にて条例案可決
- ・令和7年 3月24日 総務大臣協議
- ・令和7年 7月22日 総務大臣同意
- ・令和8年 4月 1日 条例施行（予定）

連絡先

自治税務局企画課

担当：上田課長補佐、佐久間係長、大原

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。